

ものづくり販促ツール作成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県内ものづくり中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響下における新たな販促活動に対応するために行う、販路開拓を目的としたデジタル技術を活用したウェブサイト等の作成又は改良に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者、補助事業及び補助対象経費等)

第2 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
I 補助事業者	次の1から4のいずれも満たす者であること。 1 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、次の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。 （1）発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営むものをいう。以下同じ）が所有しているもの。 （2）発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの。 （3）大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。 2 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E—製造業に属する産業を営む者であること。 3 和歌山県内に本社機能を有する者であること。 4 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者に該当しない者であること。
II 補助事業	補助事業者が行う新たな販促活動への対応を目的としたデジタル技術を活用したウェブサイト等の作成又は改良を主たる事業とし、次の1から3のいずれも満たすものであること。 1 県が公表する和歌山県IT関連事業者登録名簿に登録された事業者に対してウェブサイト等の作成又は改良の発注を行う事業であること。 2 この補助金の交付決定の日から知事が別に定める事業実施期間内

	に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続が完了する事業であること。 3 国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。
Ⅲ補助対象経費	補助事業の実施に必要な経費であって、次に掲げるもの。 1 ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費 2 ウェブサイト等を効果的に活用するための経費
Ⅳ補助率	2分の1以内（上限 50 万円）
Ⅴ補助金の額の算定方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、50 万円とを比較して少ない方の額。

（交付申請）

第3 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（ウェブサイト等の作成又は改良による具体的な説明が含まれるもの）
- (2) 収支予算書（別記第1号様式）
- (3) 役員名簿（別記第2号様式）（法人の場合）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の補助金等交付申請書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（交付の条件）

第4 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、補助事業の遂行に支障がなく、事業計画の細部の内容を変更する場合は除く。）においては、あらかじめ知事に事業内容変更申請書（別記第3号様式）を提出し承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事に事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を提出し承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明ら

かでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 前号の財産は、第7第2項に定める期間内において知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 前号の規定により知事の承認を得て第4号の財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。

(7) 補助事業の収入に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(事業遅延等の報告)

第5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書（別記第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業報告書の添付書類の様式等)

第6 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第7号様式）
- (2) 収支決算書（別記第8号様式）
- (3) 経費の精算根拠が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(財産の管理等)

第7 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

（収益納付）

第 8 知事は、補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により補助事業者に収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

（その他）

第 9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。